



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニカフェ  
代表者名 代表取締役社長 岩田 斉  
(コード：2597、東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員管理本部長 長縄 明彦  
(TEL. 03-5400-5444)

## 決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 44 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなっておりますが、当社の親会社である UCCホールディングス株式会社（登記簿上の表記は、ユーシーシーホールディングス株式会社）の決算期（毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の変更及び、今後のグローバルな事業展開を見据え柔軟に対応できるよう当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

現 在 毎年 3 月 31 日

変更案 毎年 12 月 31 日

（注）事業年度の末日（決算期）の変更の経過期間となる今期は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定であります。

#### 3. 今後の見通し

9 ヶ月の変則決算となる平成 28 年 12 月期の業績予想（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日）につきましては、以下の通りとなります。

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	一株当たり 当期純利益
平成 28 年 12 月期第 2 四半期累計期間 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日)	百万円 5,867	百万円 330	百万円 335	百万円 280	円 銭 20.24
平成 28 年 12 月期通期 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日)	8,557	403	412	338	24.45

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっておりますが、当社の親会社であるUCCホールディングス株式会社（登記簿上の表記は、ユーシーシーホールディングス株式会社）の決算期（毎年1月1日から12月31日まで）の変更及び、今後のグローバルな事業展開を見据え柔軟に対応できるよう当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第1条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主または登録株式質権者をもってその権利を行使できる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条（招集時期及び招集地） 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>に招集する。臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地、神奈川県愛甲郡、同県海老名市、同県厚木市のいずれかにおいて招集する。</p> <p>第14条～第42条 (条文省略)</p> <p>第43条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年間とする。</p>	<p>第1条～第11条 (現行通り)</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 現行通り</p> <p>第13条（招集時期及び招集地） 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>に招集する。臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 現行通り</p> <p>第14条～第42条 (現行通り)</p> <p>第43条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までの1年間とする。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第 44 条（剰余金の配当）</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>3 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。</p>	<p>第 44 条（剰余金の配当）</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。</p>
<p>第 45 条（中間配当）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9 月 30 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p>	<p>第 45 条（中間配当）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6 月 30 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p>
<p>第 46 条（期末配当金等の除斥期間） （条文省略）</p>	<p>第 46 条（期末配当金等の除斥期間） （現行通り）</p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>附 則</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>第 47 条（第 45 期事業年度）</u></p> <p><u>第 43 条の規定にかかわらず、第 45 期の事業年度は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>第 48 条（第 45 期の中間配当の基準日）</u></p> <p><u>第 45 条の規定に関わらず、第 45 期の事業年度の中間配当の基準日は、平成 28 年 9 月 30 日とする。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>第 49 条（附則の有効期限）</u></p> <p><u>本附則は、平成 28 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>